

身体犯用  
被害者の手引

# 致遭遇犯罪的被害人



警視庁

## 前言

本小册子的宗旨是向遭遇犯罪的被害人及其家属就

- 因遭遇犯罪，身体和心理会出现哪些负面反应，应该如何面对？
- 该按什么样的程序推进侦查和审判？
- 侦查时，对被害人及其家属有什么样的委托？
- 被害人及其家属可利用什么样的援助制度？

等问题进行说明，消除因信息不足所致的各种不安。

“根本无法相信遭遇了被害。”“不知道该怎么办才好。”您有过这样的烦恼吧。有时，也会面对经济问题吧。

但此类问题不一定只须被害人自身及其家属去面对。

就此，希望通过阅读和利用本小册子所登载的各种援助制度和咨询窗口等信息，为消除烦恼和解决问题助您一臂之力。

另外，关联机构相互协作，致力于问题的解决，请放心前来咨询。

登载内容多少与法律术语有些出入，若能理解其宗旨而灵活运用，我们深表欣慰。

我们想再次看到您的笑脸  
～有烦恼咨询我们吧～

## はじめに

この小冊子は、被害にあわれた方やそのご家族に

- 被害にあったことで、心身にどのような反応が起きて、どう対応したらよいか
- 捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか
- 捜査上、被害者やご家族にどのようなお願いをするのか
- 被害者やご家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか

などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安を少しでも解消できればと考えて作成したものです。

「被害にあったことが本当であるのか信じられない。」、「どうしたらよいか分からない。」などの心の問題もあるでしょう。時には、経済的な問題が起こることもあるでしょう。

しかし、こうした問題に被害者自身やご家族だけで立ち向かわなければならぬというわけではありません。

折りにふれ、この小冊子に掲載されている各種支援制度や相談窓口などをご覧いただき、利用していただくことによって、各種手続がスムーズに進み、悩みや問題解決の一助になればと願っております。

また、関係機関においても、相互に連携を図り、問題解決に取り組んでいきますので、どうぞ安心してご相談ください。

法律用語とは若干異なる記載もありますが、趣旨をご理解の上、ご活用いただければ幸いです。

**もう一度 あなたの笑顔を見たいから  
～相談してみませんか～**



# 目录

1 因遭遇犯罪，身体和心理也许会出现诸多负面反应。·····	1
2 日本一般的刑事程序按如下步骤推进。·····	5
○侦查取证阶段	
○决定起诉或不起诉阶段	
○审判阶段	
○日本的刑事程序流程	
○少年犯罪案件办理流程	
3 请被害人及其家属必要时协助侦查。·····	15
○听取情况	
○致受害儿童的家长及相关人士	
○提交证据及采集证据资料	
○现场勘查（实地调查）的同行	
○控告	
○法院出庭（审判时可利用的制度）	
4 警视厅有制度通知警察侦查经过。·····	23
○被害人联络制度	
5 设立有刑事审判出庭制度等。·····	25
○被害人参加制度	
○被害人国选辩护制度	
○损害赔偿命令制度	
6 有制度让被害人了解案件、审判及案犯目前的情况等。·····	27
○通知被害人等制度	
○被害人等咨询室、犯罪被害人支援室	
7 对少年犯罪案件的被害人等，设立有如下制度。·····	29
8 监狱及少年院等有听取、传达被害人心情等制度。·····	31
9 东京保护观察所有听取、传达被害人心情等制度。·····	33
10 警视厅设立有对被害人等的经济援助制度。（医疗费等公费支付）·····	35
11 设立有犯罪损害赔偿制度。·····	37
12 东京都有为犯罪被害人等的支援制度。·····	39
○支付抚恤金	
○搬迁补助金	
○免费法律咨询	
○被害人参加制度有律师费用补助	
13 设立有请求民事损害赔偿制度。·····	43
14 税法上有优待措施。·····	45
○申报缴纳期限的延长	
○扣除所得税	
○缓缴税款措施	
15 根据情况适用社会保险制度。·····	47
16 设立有入住都营住宅的优先抽选制度。·····	49
○犯罪被害人家庭	
○家庭暴力被害人家庭	
17 可就暴力团等相关的所有事项进行咨询。·····	51
18 设有支援机关为被害人提供各种支援服务。·····	53
19 东京都政府外国人咨询中心·····	55

# 目次

1 被害にあったことで、心身に様々な反応が起こることがあります。-----	2
2 一般的な日本の刑事手続は、次のように進みます。-----	6
○捜査活動の段階	
○起訴・不起訴の処分を決める段階	
○裁判の段階	
○日本の刑事手続の流れ	
○少年事件の手続	
3 被害者やご家族には、捜査へのご協力をお願いすることがあります。-----	16
○事情聴取	
○被害にあわれたお子さまの保護者・関係者の方へ	
○証拠品の提出と証拠資料の採取	
○現場検証（実況見分）への立会い	
○告訴	
○裁判所への出頭（裁判で利用できる制度）	
4 警視庁には、警察での捜査の経過等をお知らせする制度があります。-----	24
○被害者連絡制度	
5 刑事裁判に参加する制度などがあります。-----	26
○被害者参加制度	
○被害者国選弁護制度	
○損害賠償命令制度	
6 事件や裁判、犯人の状況を知る等の制度があります。-----	28
○被害者等通知制度	
○被害者等相談室、犯罪被害者支援室	
7 少年による事件の被害者等には、次のような制度があります。-----	30
8 刑務所や少年院などには、心情等の聴取・伝達制度があります。-----	32
9 東京保護観察所には、心情等聴取・伝達制度などがあります。-----	34
10 警視庁には、被害者等に対する経済的支援の制度があります。-----	36
(医療費等公費支出)	
11 犯罪被害給付制度があります。-----	38
12 東京都には、被害者等のための支援制度があります。-----	40
○見舞金の支給	
○転居費用の助成	
○無料法律相談	
○被害者参加制度における弁護士費用の助成	
13 民事上の損害賠償制度があります。-----	44
14 税法上の軽減措置があります。-----	46
○申告納付期限の延長	
○所得控除	
○納税緩和措置	
15 社会保険制度が適用されることがあります。-----	48
16 都営住宅の入居における優遇抽せん制度があります。-----	50
○犯罪被害者世帯	
○DV被害者世帯	
17 暴力団などに関するあらゆる相談ができます。-----	52
18 被害者の様々なサポートをする支援機関があります。-----	54
19 東京都外国人相談 -----	56

# 1

## 因遭遇犯罪，身体和心里也许会出现诸多负面反应。

因遭遇犯罪或交通事故受侵害或者身边的亲人被卷入其中，由于压力过大而会出现身心失调及特异症状。每个人的情况不同，因人而异，可重要的是要理解“这可能发生在任何人身上”。

请身边的人不要催促，耐心守护，必要时再给予帮助。

### 被害人及其家属易出现如下身心失调及特异症状

- 失眠、睡眠很浅容易醒、多梦且多恶梦
- 食量明显变小或变大
- 情感淡漠或控制不住情绪
- 在脑子里缠绕或者忽然想起与被害有关的事情
- 很容易被恐惧、焦虑的负面感觉支配
- 注意力不集中
- 对噪音特别敏感，容易受惊吓
- 对任何事情都提不起兴趣，什么也不想做
- 难以感受到快乐
- 难以信任别人
- 内心痛苦自责懊恼
- 虽然受害了，但还是把受害的经历当作与自己无关的事情或者当成梦里见到的事情

# 1 被害にあったことで、心身に様々な反応が起こることがあります。

事件・事故の被害者になったり、身近な方が被害に巻き込まれたりすると、著しいストレスから心身の不調や特異な反応が出現することがあります。個人差がありますが「誰にでも起こりうるものである」ということを理解してください。

周囲の方々は、急かすことなく、温かい目で見守るとともに、必要に応じて支援の手を差し伸べてください。

## 被害者・ご家族に出現しやすい心身の不調や特異な反応

- 眠れなくなったり、途中で目が覚めやすくなったり、悪夢が増えたりする
- 食事量が大幅に減ったり増えたりする
- 感情が湧かなかったり、感情の制御が難しくなったりする
- 被害と関連することが頭から離れなかつたり、記憶がよみがえったりする
- 大きな不安や恐怖感に襲われる
- 集中力が続かなくなってしまう
- 小さな物音に驚いたり、反応したりする
- やる気が生じにくい、何も手に付かない
- 楽しみや喜びを感じにくくなってしまう
- 人を信じることができなくなってしまう
- 自責の念にかられることがある
- 被害を他人事のように思ったり、夢の中の出来事のように思ったりする



## 从被害人及其家属听到的意见

### ○连自己在困扰什么都搞不明白

当犯罪或交通事故的被害人时，会连自己到底在困扰什么都搞不明白。如果有这种情况的话，我们劝您向身边信任的人或被害人支援都民中心（参阅53页）、东京都外国人咨询服务（参阅55页）等支援团体咨询或寻求帮助。

### ○回避联想到犯罪受害的事情

也许不想见办案机关的人员，也许连他的电话都不想接。在这样的時候，请向主管的办案人员直接说出真心话并商量。

### ○很后悔自己焦急做出重大决定

虽然因犯罪受害而判断力比平时明显下降，但是还焦急做出重大决定，比如换工作、离婚、签订重大合同等，会让自己后悔不已。我们劝您根据情况不要急于去做重大决定，免得日后后悔莫及。

## 被害人及其家属须知

### ○请注意找回被害之前的生活节奏

请不要勉强自己，多注重自己的感受，珍惜身边的人，并尝试渐渐找回被害之前的生活节奏。

### ○必要时请向医疗机关和专家寻求帮助

从身心失调及特异症状中恢复的速度因人而异。如果在生活上产生很大负面影响或这些症状持续出现的话，请不要犹豫尽快向医疗机关或专家寻求帮助。

## 被害者・ご家族からお聞きする声

### ○何に困っているのかさえ分からない

事件・事故の当事者になると、何に困っているのかさえ分からないことがあります。信頼できる周囲の人や被害者支援都民センター（P54参照）、東京都外国人相談（P56参照）などの支援団体に相談したり、力を借りてみることをお勧めします。

### ○被害を連想させることを避けたい

捜査機関との関わりを避けたくなり、着信に応答したくなくなるようなことさえあるかもしれません。そのようなときには、遠慮せずに担当捜査員に気持ちを打ち明けてみることをお勧めします。

### ○重大な決断を焦ったことを後悔する

被害の影響などのため、普段よりも判断能力が低下しているにも関わらず、転職、離婚、大きな契約などを急いでしまい、後悔することがあります。状況次第では、重大な決断は急がないことをお勧めします。

## 被害者・ご家族に知ってほしいこと

### ○被害前の生活リズムを心掛けてください

無理は禁物ですが、自分の気持ちを冷静にモニタリングしたり、身近な人との関係を今まで以上に大切にしたりしながら、徐々に被害前の生活リズムを取り戻すような工夫をしてみてください。

### ○必要に応じて医療機関や専門家を頼ってください

心身の不調や特異な反応からの回復のペースは人それぞれですが、生活に大きな影響が出てしまっていたり、心身の不調や特異な反応が長く続いたりするならば、ためらわずに医療機関や専門家を頼ってみてください。

## 2 日本一般的刑事程序按如下步骤推进。

发生犯罪后，直到执行刑罚的流程，称之为**刑事程序**，其大致分为**侦查、起诉、审判** 3 个阶段。

(请参阅第 9 页的“日本刑事程序流程”。)

### 侦查取证阶段

通过找寻犯人，收集证据等，查明案情真相，称之为**侦查**。

被警察怀疑为罪犯者，称之为**嫌疑人**，警察可根据需要逮捕嫌疑人，并于 48 小时以内，将嫌疑犯与侦查资料、犯罪证据一同**移交**（※ 1）给检察官。

检察官受理后，认为需要继续拘押嫌疑人进行侦查时，需在 24 小时以内向法官提交**拘留申请**（※ 2），若法官认可其申请，除特殊情况外，最长可拘留嫌疑人 20 天。

在嫌疑人被拘留期间，警察和检察机关仍可继续进行各种侦查。

※1 **移交**是指警察将案件同侦查资料和证据一起交给检察官的手续。嫌疑人已被逮捕时，从其被拘押时开始 48 小时以内，必须完成该手续。

※2 **拘留**是指被逮捕的嫌疑人（被告人）可能存在逃亡或隐藏证据等时，持续对其拘押之事。

## 2 一般的な日本の刑事手続は、次のように進みます。

犯罪の発生から刑の執行までの流れを**刑事手続**といい、これは、大きく、**捜査・起訴・裁判**の3つの段階に分かれます。

(10ページの「刑事手続の流れ」をご覧ください。)

### 捜査活動の段階

犯人を発見し、証拠を収集することなどによって、事実を明らかにすることを**捜査**といいます。

警察が犯人であると認める者を**被疑者**といい、警察は、必要な場合には被疑者を逮捕して、48時間以内に書類や証拠品とともに身柄を検察官に**送致**(※1)します。

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して**勾留の請求**(※2)を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は、特別な場合を除いて、最長で20日間勾留されることとなります。

被疑者が勾留されている間にも、警察や検察は様々な捜査を行います。

※1 **送致**とは、警察が書類や証拠品とともに事件を検察官に送り届ける手続のことをいいます。被疑者を逮捕したときは、その身柄を拘束したときから48時間以内にこうした手続をしなければなりません。

※2 **勾留**とは、逮捕した被疑者(被告人)が逃亡したり証拠を隠すおそれなどがある場合に、その身柄を続けて拘束することをいいます。

## 决定起诉或不起诉阶段

检察官对警察送来的资料和证据，以及检察官自身调查嫌疑犯及相关人员的调查结果等进行研讨，决定是否予以庭审处理。

- 予以庭审的处理，叫做**起诉**
- 不予以庭审的处理，叫做**不起诉**

起诉处理分为申请在公开法庭召开审判的**公审申请**、申请只需书面审理的审判的**略式命令申请**两种。

若决定不起诉，控告人、被害人等，可以向检察审查会要求审查其处分是否妥当。

## 审判阶段

嫌疑人被申请公审，决定开庭日后，在法院进行审理、宣判。

在被起诉阶段，嫌疑人被改称为**被告人**。

检察官及被告人对判决结果不服时，可向更高级的法院（高等法院等）进行上诉。

**想旁听审判者，请向主管案件的法院、检察院以及负责案件处理的警察署的侦查员或被害人联络员进行咨询。**

上述是一般的刑事程序概要，但犯人为少年（未满 20 周岁）时，依据少年审判程序等时，存在与上述程序不同的情况。

（请参阅第 11 页的“少年犯罪案件办理程序”。）

### ◎咨询处

- |                           |   |               |
|---------------------------|---|---------------|
| ■东京高等法院                   | } | ☎03-3581-5411 |
| ■东京地方法院                   |   |               |
| ■东京地方检察院被害人等咨询室（日语应答）     |   | ☎03-3592-7611 |
| ■东京地方检察院立川支部被害人等咨询室（日语应答） |   | ☎042-548-5766 |
| ■受理案件的警察署                 |   |               |

## 起訴・不起訴の処分を決める段階

検察官は、警察から送られた書類や証拠品と検察官自らが被疑者や関係者を取り調べた結果等を検討し、被疑者を裁判にかけるか否かの処分を決定しますが、

○裁判にかける処分を**起訴**

○裁判にかけない処分を**不起訴**

といたします。

起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する**公判請求**、書面審理だけの裁判を請求する**略式命令請求**の2種類があります。

また、不起訴処分となった場合、告訴人・被害者等は、検察審査会に、その処分の当否について審査を申し立てることができます。

## 裁判の段階

被疑者が公判請求され、法廷が開かれる日が決められた後、裁判所において審理が行われ、判決が下されます。

起訴された段階で、被疑者は、**被告人**と呼び変えられます。

検察官や被告人が判決の結果に不服がある場合には、さらに、上級の裁判所(高等裁判所等)に訴えることができます。

**裁判を傍聴したい方は、事件を担当する裁判所、検察庁、事件を取り扱った警察署の捜査員又は被害者連絡員にお問い合わせください。**

以上が一般的な刑事手続の概要ですが、犯人が少年(20歳未満)の場合には、少年審判手続による場合など、上記の手続とは違う場合があります。

(12ページの「少年事件の手続」をご覧ください。)

### ◎問合せ先

■東京高等裁判所

■東京地方裁判所

☎03-3581-5411

■東京地方検察庁被害者等相談室(日本語で対応)

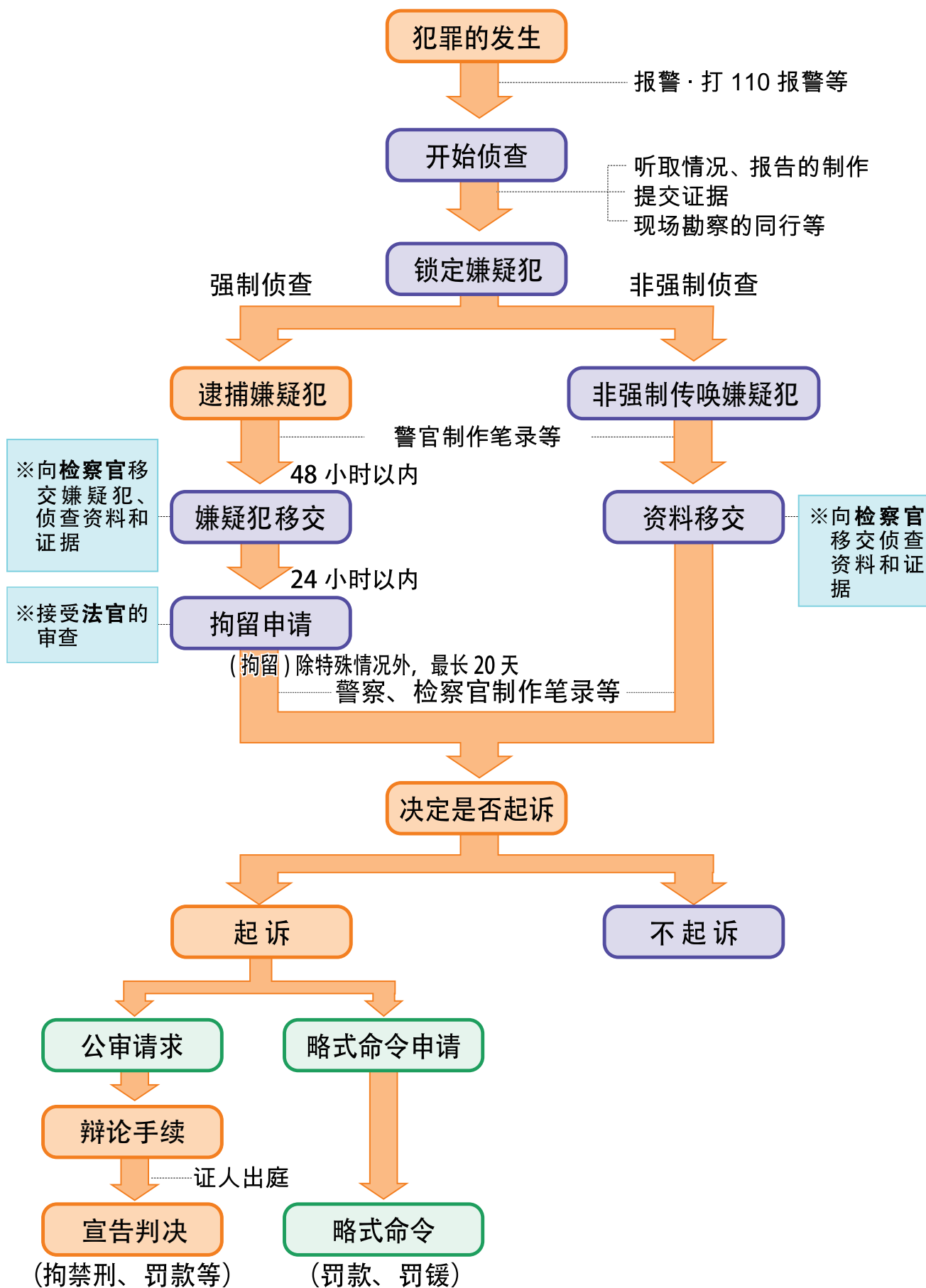
☎03-3592-7611

■東京地方検察庁立川支部被害者等相談室(日本語で対応)

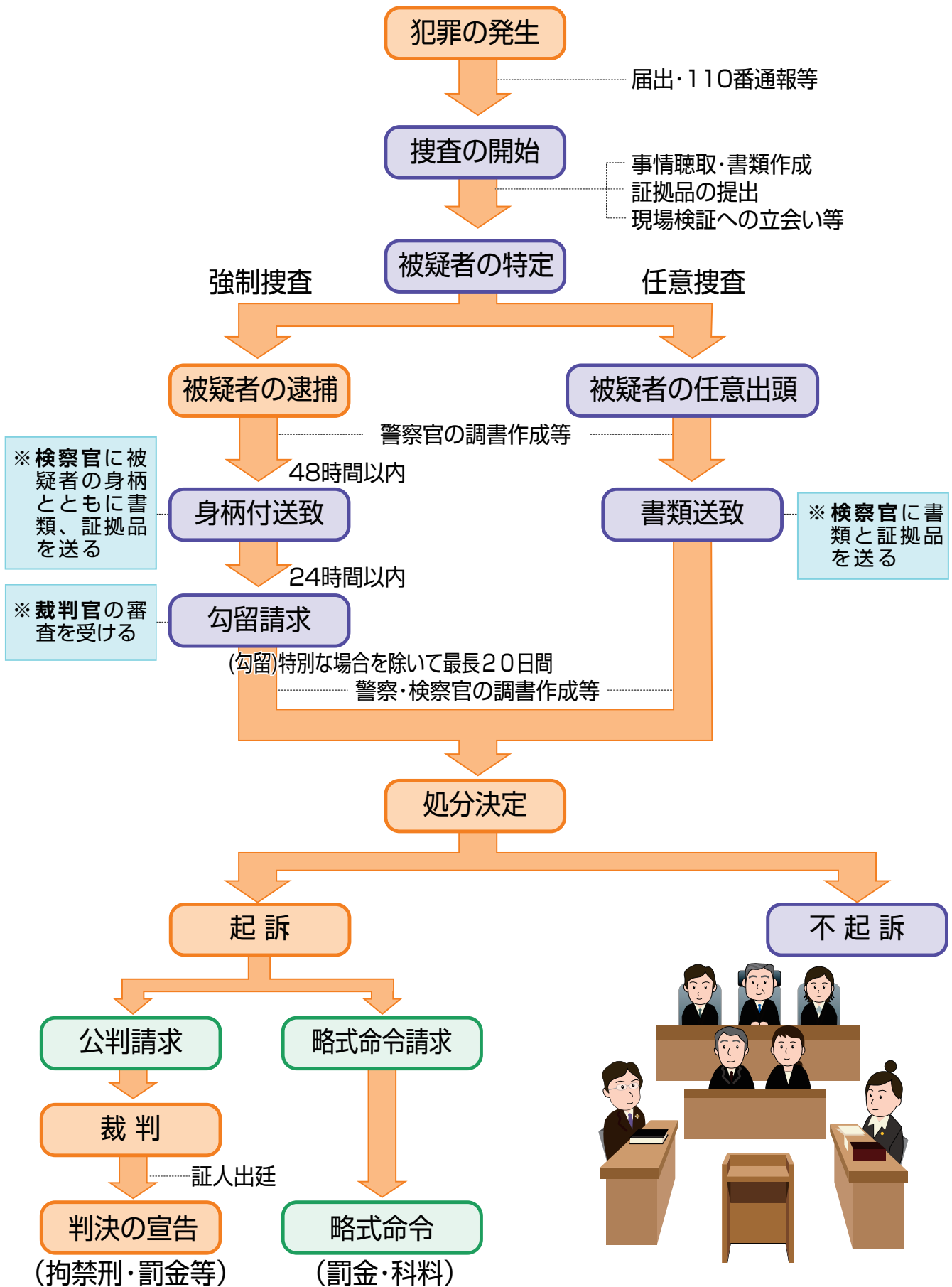
☎042-548-5766

■事件を取り扱った警察署

# 日本的刑事程序流程



# 日本の刑事手続の流れ



## 少年犯罪案件办理程序

犯人为少年（未满20周岁）时，原则上依据**少年审判程序**进行审判，与一般的刑事案件程序不同。

### 犯人为14周岁以上未满20周岁的少年时

#### ○侦查等

对于**14岁以上未满18周岁**的少年做的案件经过侦查，

→ 相当于拘禁刑（废除禁锢刑与惩役刑，统一设立拘禁刑）

以上的刑罚的罪行，将其案件移交检察官。受理移交的检察官，附上对少年下什么处分的意见，则将其案件移交家庭裁判所。

→ 相当于罚款以下的罪行，警察将其案件直接移交家庭裁判所。

**18岁以上未满20周岁**的少年做的犯罪全部都会移交检察官。

#### ○审判

家庭裁判所对于移交过来的案件进行必要的调查，作出**审判开始、不进行审判和移交检察官**等的决定。少年犯罪案件审判程序为了对不良少年进行教育性保护，在家庭裁判所履行的非公开程序，与以处罚为目的的刑事案件程序不同。

**移交检察官（所谓逆送）**是针对少年犯下极其凶恶重大罪行时等，被认为需要给予刑事处罚时实施的，移交检察官的少年原则上与20周岁以上的人相同的程序接受审理。

### 犯人为未满14周岁的少年时

#### ○调查等

警察对于**未满14周岁而触犯刑罚法规的少年（违法少年）**进行必要的调查，虽不能对少年采取逮捕等的拘禁措施，但可采取扣押和搜查等强制处分。调查结果除可向**儿童相谈所通告**以外，考虑到少年应受到家庭裁判所的审判时，将其**移交给儿童相谈所**。

#### ○儿童相谈所采取的措施

受理移交或通告的儿童相谈所，除以对少年采取儿童福利法方面的措施（**入住儿童自立支援设施或委托给养父母等**）结束案件以外，在判断需要在家庭裁判所进行审判时**移送至家庭裁判所**，家庭裁判所对其少年做出是否同样按14周岁以上少年开始进行审判的决定。

#### ◎咨询处

■东京家庭裁判所

☎03-3502-8311

■东京地方检察院被害人等咨询室（日语应答）

☎03-3592-7611

■东京地方检察院立川支部被害人等咨询室（日语应答）

☎042-548-5766

■附近的儿童相谈所

■受理案件的警察署

## 少年事件の手續

犯人が少年（20歳未満）の場合は、原則として少年審判手續によって処理されるため、一般的な刑事手續とは異なります。

### 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

#### ○捜査等

14歳以上18歳未満の少年によって起こされた事件については、捜査を遂げた結果、

→ 拘禁刑以上の刑に当たる罪の場合は、検察官に送致します。送致を受けた検察官は、少年をどのような処分にするのが良いか意見を付け、家庭裁判所に送ります。

→ 罰金以下の刑に当たる罪の場合は、警察が直接、家庭裁判所に送致します。

18歳以上20歳未満の少年によって起こされた事件については、全て検察官に送致します。

#### ○審判

家庭裁判所では、送致されてきた事件について、必要な調査を行い、審判開始、審判不開始、検察官送致などの決定をします。少年審判手續は非行少年の教育的な保護のために、家庭裁判所で行われる非公開の手續で、処罰を目的とする刑事手續とは異なります。

検察官送致（いわゆる逆送）は、少年が凶悪重大な犯罪を犯した場合など刑事処分が相当と認められる場合に行われ、検察官送致となった少年は原則として、20歳以上の者と同様の手續によって裁判を受けることとなります。

### 犯人が14歳未満の少年である場合

#### ○調査等

警察では、14歳に満たないで刑罰法規に触れる行為をした少年（触法少年）については必要な調査を行い、少年に対し逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・搜索等の強制処分ができます。調査の結果、児童相談所に通告することができるほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと思料するときは、児童相談所に送致します。

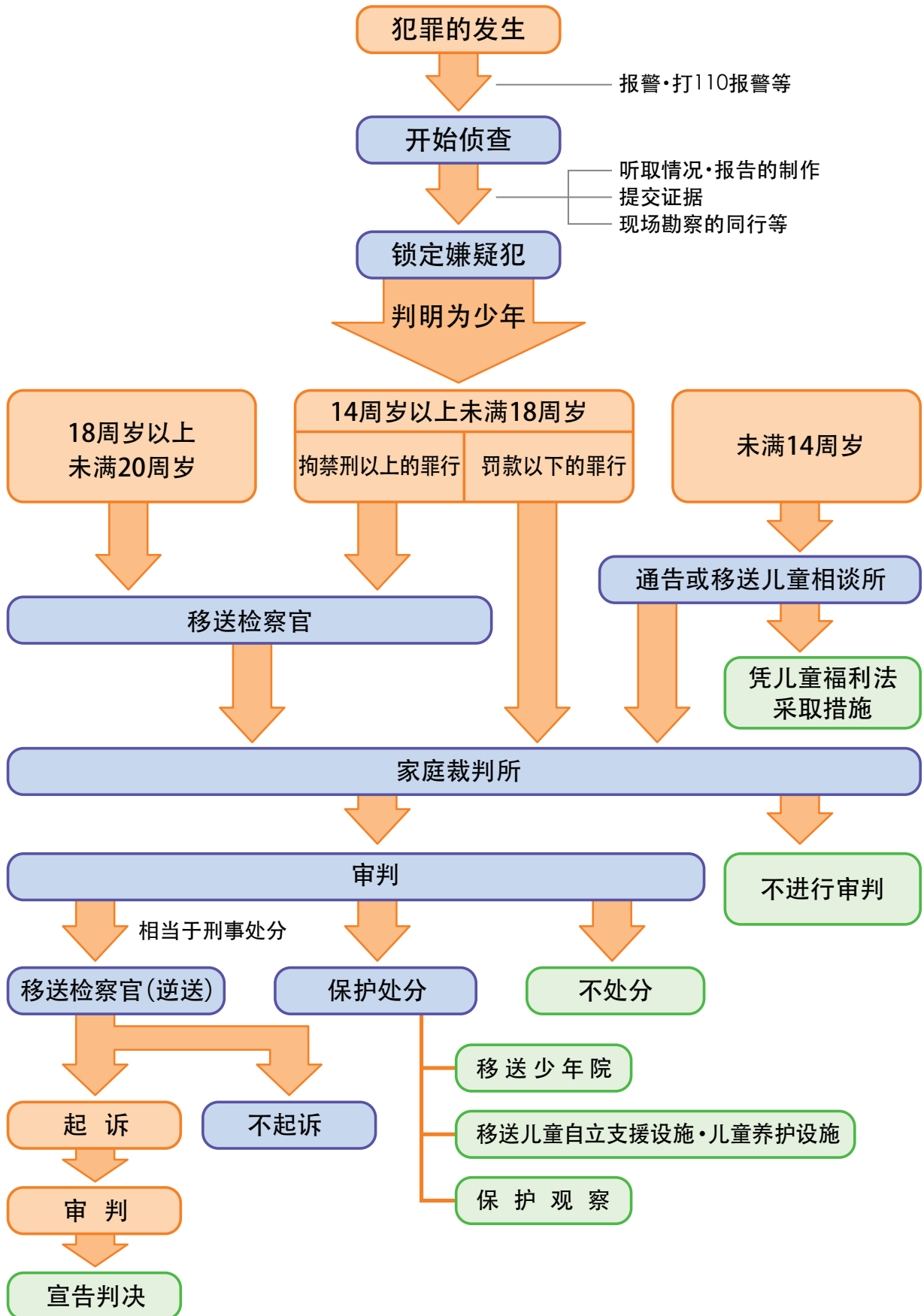
#### ○児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとり、事案を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要と判断した場合は家庭裁判所に送り、送られた少年は14歳以上の少年と同様に審判を開始するかどうかの決定を受けます。

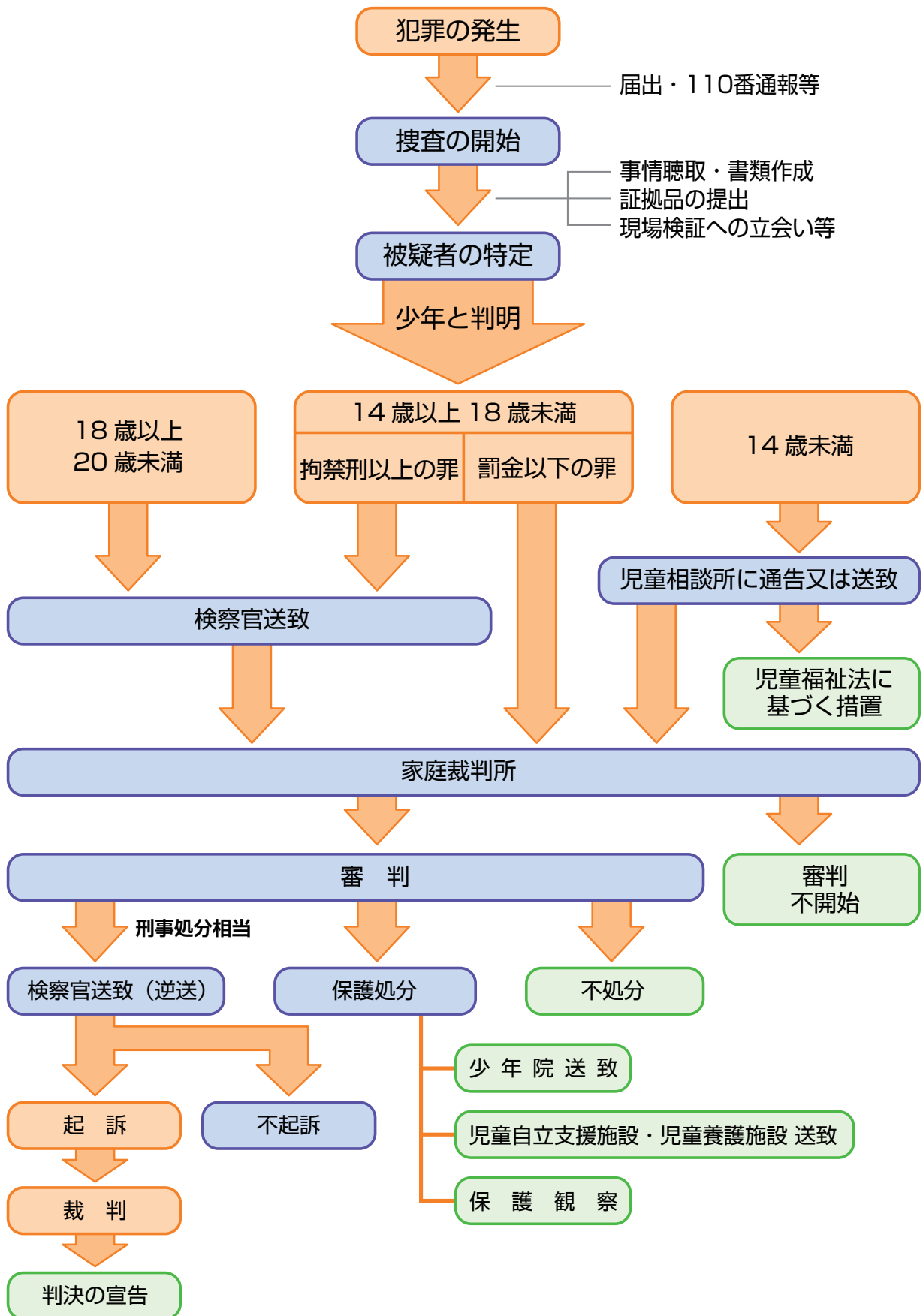
#### ◎問合せ先

- 東京家庭裁判所（日本語で対応） ☎03-3502-8311
- 東京地方検察庁被害者等相談室（日本語で対応） ☎03-3592-7611
- 東京地方検察庁立川支部被害者等相談室（日本語で対応） ☎042-548-5766
- 最寄りの児童相談所
- 事件を取り扱った警察署

# 少年犯罪案件办理程序



# 少年事件手続の流れ



# 3 请被害人及其家属必要时协助侦查。

请被害人及其家属必要时协助侦查。另外，还可能因此给您带来精神压力。

也许因为案件反复调查而给您带来不便，但为了逮捕和处罚罪犯却是必须的。恳请您的理解和支持。

具体内容如下：

## 听取情况

若被害人及其家属向警察报案，主管侦查员会就受害情况和罪犯的模样等进行详细询问。也许有些事情不愿意想起或不愿意说但因是证明犯罪和锁定嫌疑犯必不可少的重要事项，对侦查非常重要，所以要进行询问。

另外，**询问你的侦查员的性别，我们尽量尊重被害者的要求安排，请尽管提出要求。**

被害人及其家属除被警察询问以外，有时检察官也会进行询问。也许你会质疑为何反复询问同样的问题，但对检察官判断是起诉（不起诉）罪犯、向法院请求给予罪犯哪种程度的处罚至关重要，请予以理解和支持。

另外，遇害后直到询问结束被害人回家之间，负责初期支援的警察，“初期支援人员”陪同被害人，听取被害状况，或对被害人的困难提供咨询服务。

# 3 被害者やご家族には、捜査へのご協力を お願いすることがあります。

被害者やご家族には、捜査へのご協力をお願いすることがあります。また、そのことで負担をおかけすることがあります。

事件を蒸し返されるようでつらいと思われるかもしれませんが、被疑者を逮捕し、処罰するために必要なことです。ご理解とご協力をお願いします。

具体的には、次のようなことがあります。

## 事情聴取

被害者やご家族が警察に被害を届け出ると、担当の捜査員が、被害の状況や犯人の様子などについて詳しく事情をお聞きします。思い出したくないこと、話したくないこともあると思いますが、犯罪の立証や被疑者の特定に欠くことのできない重要なことを捜査上の必要があってお尋ねするものです。

また、**事情を聴取する捜査員の性別はできる限り被害者のご希望を尊重します。担当捜査員に遠慮なくお申し出ください。**

被害者やご家族の方は、警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれることがあります。どうして同じことを繰り返し聞かれるのだろうかと思われるかもしれませんが、検察官が被疑者を起訴（不起訴）にするか、裁判所に対し、どの程度の刑罰を求めるかの判断をするために重要なことですから、ご理解とご協力をお願いします。

なお、被害直後から、捜査にご協力いただいて帰宅するまでの間、初期的支援を担当する警察官（初期支援要員）が被害者に付き添い、被害状況の聴取やお困りごとの相談に対応しております。



## 致受害儿童的家长及相关人士

警方现在要告知你们以下事项。请通读一遍，若有不明白的地方，请尽管向侦办人员进行咨询。

### 关于今后的侦察工作

关于这次警方向孩子询问的内容，还需要改天再次进行询问。到时候，若有需要，警方会将孩子的陈述录制下来，此录像在办案工作中会起到极为重要的作用，请谅解。我们保证此录像一定不会往外传，请放心。但是，如果要进行法庭审理的话，有关人员有可能会视听，请谅解。

### 如何对待孩子

小孩子的记忆不太稳固、易受影响，所以周围人员无意说出来的话语，有时会影响到孩子的记忆，让他/她的记忆出现误差。因此关于这次孩子给我们陈述的内容，请家长及相关人士不要去打听，也不要孩子面前或在孩子能听到的地方通过电话将相关内容给别人说出去。

如果孩子主动说出这次案件内容时，请不要进行质问，就耐心地倾听，并将孩子倾诉的日期及其内容一五一十地记录下来之后加上日期，将其转告侦办人员。

家长及相关人员肯定也为孩子心疼。不过请不要在孩子面前有哭泣、愤怒、沮丧等表现。孩子现在最需要的是大人对他/她的亲切关怀和保护。千万别责怪孩子，也别去问这问那或对孩子的记忆提出质疑。

若您不知该如何对待孩子或对于今后的流程等感到不安，请尽管向侦办人员咨询、求助。

## 被害にあわれたお子さまの保護者・関係者の方へ

被害にあわれたお子さまの保護者や関係者の皆様へ、警察からいくつかお知らせがあります。是非ご一読いただき、分からない点などがございましたら、遠慮なく担当捜査員にご質問ください。

### 今後の捜査について

今回お子さまからお聞かせいただいた件に関して、後日あらためてお子さまから話をお聞かせいただくこととなります。その際、必要と認めれば、お子さまが話す様子をビデオで記録する場合があります。このビデオは、事件捜査する上で非常に重要となりますので、ご理解ください。ビデオの記録が外部に出回ることはありませんのでご安心ください。ただし、裁判となった場合、裁判の関係者が視聴することがありますので、ご理解ください。

### お子さまへの接し方について

お子さまの記憶はとても繊細ですので、**周りからのなにげない言葉がけで、時にお子さまの記憶している事実と異なる方向に導かれることがあります。**そのため、本日お子さまからお聞かせいただいた件に関して、**保護者・関係者の皆様がお子さまから話を聞き出したり、お子さまの前や聞こえる所から電話等で他の人と話すことはおやめください。**

もしも、お子さまが自分でこの件に関して話を始めた時は、質問せずに話を聞いてあげてください。その後、お子さまが話した通りの言葉を日時とともに記録し、担当捜査員にお伝えください。

保護者・関係者の皆様もお辛いと思いますが、お子さまの前で泣いたり、怒ったり、がっかりしないでください。お子さまには今強く守ってくれる大人が必要です。**くれぐれも、お子さまを叱ったり、根掘り葉掘り聞いたり、「それは間違っているんじゃない？」などと確認しないようにしてください。**

お子さまへの対応や、今後について不安なことなどございましたら、担当捜査員にご相談ください。

## 提交证据及采集证据资料

有时可能被要求将被害当时所穿着的衣物和所持物品等作为证据提交。因是证明犯罪所必须的，请予以理解和支持。有如需要会提取身上或携带物品的附着物，用于基因鉴定等科学侦查，证实嫌犯犯罪。希望你合作。

但所提交的所持物品等，不需要警察和检察官作为证据再保管时，会原样返还。

## 现场勘查（实地调查）的同行

被害人及其家属有时会被要求一起去现场勘查（实地调查）。

所谓现场勘查（实地调查），是指警察在犯罪现场等，对犯罪状况进行确认。

为了正确判断，在某种程度上需要花费一定的时间，但这是查明案件真相和证明犯罪事实所必须的，请予以理解和支持。

## 控告※3

在犯罪当中，虽然存在即使被害人不予控告也可给予犯人惩罚，但对于失误伤害罪等情况，则必须进行控告；提交明确要求给予罪犯处罚的控告书，同时需要接受警察的询问，以做笔录。

※3 **控告**是指犯罪被害人、法定代理人（亲权者、监护人）等的控告权者向侦查机关，申告犯罪事实，请求惩处罪犯的意思表示。误伤等被称之为“亲自控告罪”的犯罪，原则上如果没有被害人等的有效控告，检察官无法对案件进行起诉。

## 証拠品の提出と証拠資料の採取

被害当時に着ていた服や所持品などを証拠品として提出していただくことがあります。犯罪を立証するために必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、身体や所持品等から付着物を採取させていただくことがあります。DNA型鑑定をはじめとする科学捜査に活用し、被疑者の特定や犯罪の立証のために行うものですので、ご協力をお願いします。

なお、提出していただいた所持品などは、証拠品として警察や検察で保管する必要がなくなれば、お返しします。

## 現場検証（実況見分）への立会い

被害者やご家族には、現場検証（実況見分）に立ち会っていただくことがあります。

現場検証（実況見分）とは、警察官が犯罪の現場などで、犯行の状況等を確認することをいいます。

正確を期するために、ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご理解とご協力をお願いします。

## 告訴※3

犯罪の中には、被害者等が告訴しなくても犯人を処罰できるものがありますが、過失傷害罪などの場合は、告訴が必要になり、犯人の処罰を明確に求める告訴状の提出と、警察官の調書の作成に応じていただくことが必要になります。

※3 告訴とは、犯罪の被害者、法定代理人（親権者、後見人）などの告訴権者が捜査機関に対し、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいいます。過失傷害罪などの「親告罪」とよばれる犯罪は、原則として被害者などからの有効な告訴がなければ、検察官は事件を起訴することができません。

## 法院出庭（审判时可利用的制度）

审判一旦开始，被害人及其家属有可能需要在法院出庭作证。

此时，需要事先与检察官进行商讨，就作什么样的证言和接受什么样的问题询问等，接受详细的说明。

另外，被害人及其家属就

- 作证时，需要有家属及心理顾问陪同
- 作证时，需要设置屏蔽物，避免让被告人和旁听者看见
- 采用电缆连接法庭和其他房间，通过监视屏作证（视频连接方式）
- 在公开的法庭不得公开性犯罪等被害人的姓名等
- 在法庭就被害事实陈述现在的心情和对案件的意见
- 被害人及其遗属等优先旁听案件审判
- 阅览和复制相关案件的公审记录
- 在审判期间，被害人方面和加害人方面之间就民事方面达成和解时，要求审理此刑事案件的法院将其和解内容记录在公审调查报告书上（刑事和解）

等方面的问题，通过主管检察官等，可向法院提出申请。

详情请咨询警署办案主管侦查员（被害人联络员）、警视厅犯罪被害人援助室或东京地方检察院被害人咨询室、犯罪被害人支援室等

担心受到罪犯报复等时，请咨询案件警署办案主管侦查员（被害人联络员）

### ◎咨询处

■受理案件的警察署

■警视厅犯罪被害人援助室（日语应答）

☎03-3581-4321 内线 21233

■东京地方检察院被害人等咨询室（日语应答）

☎03-3592-7611

■东京地方检察院立川支部被害人等咨询室（日语应答）

☎042-548-5766

## 裁判所への出頭（裁判で利用できる制度）

裁判が始まると、被害者やご家族には、裁判所で証言していただく場合があります。

その場合には、事前に検察官と打合せを行い、どんな証言をするのか、どんな質問を受けるのかなどについての詳しい説明を受けます。

また、被害者やご家族は、

- 証言する場合に、家族や心理カウンセラーなどに付き添ってもらふこと
- 証言する場合に、被告人や傍聴人から見えないように遮へい物を設置してもらふこと
- 法廷と別室をケーブルで結び、モニターを通じて証言すること（ビデオリンク方式）
- 性犯罪等の被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしないこと
- 被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べること
- 被害者やご遺族などが事件の裁判を優先して傍聴すること
- 関係事件の公判記録を閲覧、コピーすること
- 裁判以外で被害者側と加害者側の間で民事上の和解が成立した場合には、刑事事件を審理している裁判所に対して、その和解内容を公判調書に記載するよう求めること（刑事和解）

などを、担当の検察官を通じるなどして、裁判所に対して申し出ることができます。

詳しくは、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）、警視庁犯罪被害者支援室又は東京地方検察庁被害者等相談室、犯罪被害者支援室等にお問い合わせください。

犯人からの報復などの心配がある場合には、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）にご相談ください。

### ◎問合せ先

- 事件を取り扱った警察署
- 警視庁犯罪被害者支援室（日本語で対応） ☎03-3581-4321 内線 21233
- 東京地方検察庁被害者等相談室（日本語で対応） ☎03-3592-7611
- 東京地方検察庁立川支部被害者等相談室（日本語で対応） ☎042-548-5766

# 4 警视厅有制度通知警察侦查经过。

## 被害人联络制度

在不妨碍侦查的范围内，可告知案件信息。

被害人及其家属会对犯人是谁、犯人的处罚等情况非常关注。

警察在不影响侦查等的前提下，由负责案件的警察署的侦查员（被害人联络员）就以下事项通知希望者。

另外，根据被害人及家属的要求，可由警亭等的警官进行防范指导和巡逻。

如不愿意提起案件，不希望通知者，请告知主管警察署的侦查员（被害人联络员）。

## 未逮捕嫌疑人时

○侦查状况  
对此信息进行通知。

## 逮捕了嫌疑人时

○嫌疑人被逮捕  
○嫌疑人的姓名、住址及其他事项的概要  
○嫌疑人的处罚状况和移交的检察院  
对上述信息进行通知。

## 未逮捕嫌疑人的案件已移交检察院时

○嫌疑人的姓名、住址及其他事项的概要  
○移交的检察院  
对上述信息进行通知。

但罪犯为少年时，通知内容等多少会有些不同。

◎咨询处

■受理案件的警察署

# 4 警視庁には、警察での捜査の経過等をお知らせする制度があります。

## 被害者連絡制度

捜査などに支障のない限り、事件情報をお知らせします。

被害者やご家族は、犯人は誰なのか、犯人の処分状況はどうなっているのかなどについて、関心をお持ちだと思います。

警察では、捜査などに支障のない限り、以下に掲げる事項について、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）が事件情報をお知らせします。

また、ご希望により、交番などの警察官が防犯指導やパトロールなどを行います。

なお、事件のことを思い出したくないので、知らせてほしくない方は、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）にその旨をお話ください。

## 被疑者を逮捕していない場合

○捜査状況

についての情報をお知らせします。

## 被疑者を逮捕した場合

○被疑者逮捕の旨

○被疑者の氏名、住居、その他事件の概要

○被疑者の処分状況・送致先検察庁

などについての情報をお知らせします。

## 被疑者を逮捕せずに送致した場合

○被疑者の氏名、住居、その他事件の概要

○送致先検察庁

についての情報をお知らせします。

なお、犯人が少年の場合は、お知らせする内容などが若干異なる場合があります。

◎問合せ先

■事件を取り扱った警察署

# 5 设立有刑事审判出庭制度等。

## 被害人参加制度

因杀人、伤害等故意犯罪致人死伤者的罪行、驾车过失致人死伤罪等的被害人等,在取得法院许可,在获得“被害方参加人”等诉讼程序上的地位后,可参加刑事案件的审判。希望参加刑事案件审判时,请向案件主管检察官提出申请。

允许参加审判的被害方参加人在公审日出庭时,在一定条件下,可对证人和被告人进行提问,阐述事实及法律适用性方面的意见。

警视厅为早期实现被害者能够向精通于被害者支援的律师咨询,与律师会联系。具体请向警署办案主管侦查员(被害人联络员)询问。

## 被害人国选辩护制度

成为被害方参加人的被害人等,虽然公审日出庭、向被告人等询问的行为可委托给律师,但财力(现金、存款等的合计金额。自申请日开始6个月以内,若预计需要支付因犯罪行为所致的治疗费等费用,其费用从财力中扣除。)不足200万日元时,法院可经由日本司法援助中心(Houterasu),可申请选择律师(被称为“被害人参加律师”)。该律师的报酬及费用由国家负担。

有此愿望时,请向日本司法援助中心(Houterasu)申请。

※被害人的财力为200万日元以上不足500万日元时,按情况可以申请东京都的支援制度。详情请阅41页。

## 损害赔偿命令制度

因杀人、伤害等故意犯罪行为致人死伤的被害人等,在起诉后至刑事审判辩论结束之间,可以向负责刑事案件的法院申请,责令被告人就被起诉刑事案件犯罪事实为起因的非法行为所致的损害进行赔偿。

该程序在宣告被告人有罪时,可立即开始损害赔偿命令案件的审理,原则上要求在4次以内的时间简单迅速地进行,刑事案件主审法院利用职权等调查刑事案件笔录,可以非常容易地证明被害人等所遭受的被害事实。

但无法在4次以内结束以及对申请损害赔偿命令的判决持有异议时等,则归于普通的民事诉讼程序。

详情请询问主管检察官及案件主审检察院或法院。

### ◎咨询处

- 受理案件的警察署
- 警视厅犯罪被害人援助室(日语应答) ☎03-3581-4321 内线 21233
- 东京地方检察院被害人等咨询室(日语应答) ☎03-3592-7611
- 东京地方检察厅立川支厅被害人等咨询室(日语应答) ☎042-548-5766
- 日本司法援助中心(Houterasu)(日语应答) ☎0120-079714
- 犯罪被害人援助电话(翻译服务) ☎0570-078377

# 5 刑事裁判に参加する制度などがあります。

## 被害者参加制度

殺人、傷害等の故意の犯罪により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等の被害者等は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。刑事裁判への参加を希望される場合は、事件を担当する検察官にお申し出ください。

参加を許された被害者参加人は、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

なお、警視庁では、早期の段階から被害者支援に精通した弁護士への法律相談等を可能にするため弁護士会等と連携しています。詳しくは、事件を取り扱った警察署の捜査員(被害者連絡員)に遠慮なくお申し出ください。

## 被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者等は、公判期日に出席したり被告人質問などの行為を弁護士に委託することもできますが、資力（現金、貯金等の合計額。請求の日から6か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除されます。）が200万円に満たない場合には、裁判所に対し、日本司法支援センター（法テラス）を経由して、弁護士（「被害者参加弁護士」と呼ばれます。）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

ご希望の場合は、日本司法支援センター（法テラス）にお申し出ください。

※ 資力が200万円以上500万円未満の被害者等は、東京都の支援制度を利用できる場合があります。詳しくは42ページをご覧ください。

## 損害賠償命令制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等は、刑事事件を担当している裁判所に対し、起訴後、刑事裁判の弁論が終わるまでの間に、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合などは、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

### ◎問合せ先

- 事件を取り扱った警察署
- 警視庁犯罪被害者支援室（日本語で対応） ☎03-3581-4321 内線 21233
- 東京地方検察庁被害者等相談室（日本語で対応） ☎03-3592-7611
- 東京地方検察庁立川支部被害者等相談室（日本語で対応） ☎042-548-5766
- 日本司法支援センター（法テラス）（日本語で対応） ☎0120-079714  
犯罪被害者支援ダイヤル（通訳サービス） ☎0570-078377

# 6 有制度让被害人了解案件、审判及案犯目前的情况等。

## 通知被害人等制度

检察院设立有对遭遇犯罪的被害人等通知案件处理结果的“通知被害人等制度”。

### 对象

- 被害人及其亲属或相当于亲属的希望被通知者
- 目击者及其他参考人等希望被通知者(除了一部通知。)

### 内容

视案件而定

- 案件的处理结果
- 实施审判的法院和审判日期
- 审判结果
- 犯人的状况
- 犯人在监狱的服刑情况
- 犯人出狱的相关信息
- 被执行死刑的事实 等

※ 根据案件性质等情况,若检察官判断不需通知被害人及其家属,就算其希望检方能通知相关情况,检察官也会只通知部分内容或全部内容都不通知。

### 方法

无特殊情况,一般都通过书面通知。

接受检察官询问的人,直接告知检察官自己的意愿。除此之外,请联系东京地方检察院被害人等咨询室或东京地方检察院立川支部被害人等咨询室、犯罪被害人支援室。

## 被害人等咨询室、犯罪被害人支援室

东京地方检察院为了尽可能缓解被害人等的负担和不安而设立被害人咨询室、犯罪被害人支援室。

应对来自被害人等的各种咨询,提供前往法庭的介绍,陪伴,案件记录的阅览,证据品的返还等的各种手续的帮助,实施被害人援助相关机构和团体的介绍等支援活动。

### ◎咨询处

■东京地方检察院被害人等咨询室(日语应答)

☎03-3592-7611

■东京地方检察院立川支部被害人等咨询室(日语应答)

☎042-548-5766

# 6 事件や裁判、犯人の状況を知る等の制度があります。

## 被害者等通知制度

検察庁には、犯罪の被害にあわれた方々に、事件の処分結果などを通知する「被害者等通知制度」があります。

### 対象

- 被害者、その親族又はこれに準ずる方で通知を希望する方
- 目撃者、その他参考人などで通知を希望する方（一部の通知を除く。）

### 内容

事案に応じて

- 事件の処分結果
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判の結果
- 犯人の身柄の状況
- 犯人の刑務所における処遇状況
- 犯人の刑務所からの出所に関する情報
- 死刑を執行した事実 など

※ 事件の性質などから、通知しない方がよいと検察官が判断した場合には、通知希望があってもその全部又は一部について通知しない場合があります。

### 方法

原則、文書により通知します。

検察官から事情聴取を受ける方は、その際に検察官に通知希望をお伝えください。それ以外の方は、東京地方検察庁又は東京地方検察庁立川支部の被害者等相談室、犯罪被害者支援室に連絡してください。

## 被害者等相談室、犯罪被害者支援室

東京地方検察庁は、被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため被害者等相談室、犯罪被害者支援室を設けています。

被害者等からの様々な相談の対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還などの各種手続の手助けや被害者支援の関係機関・団体の紹介などの支援活動を行います。

◎問合せ先

■東京地方検察庁被害者等相談室（日本語で対応）

☎03-3592-7611

■東京地方検察庁立川支部被害者等相談室（日本語で対応）

☎042-548-5766

---

# 7 对少年犯罪案件的被害人等，设立有如下制度。

---

少年犯罪案件的被害人，若向家庭裁判所提出申请，可享有如下权利。

- 在作出开始审判的决定后，原则上对法院持有的少年犯罪案件的案件记录（进行有关少年保护性的调查记录，社会记录除外。）进行阅览和复制
- 向法官及家庭裁判所调查官陈述有关被害的心情和意见
- 对于因杀人和伤害等故意犯罪行为致人死伤案件，驾车过失致人死伤罪等（限于加害人的年龄在案发当时为12周岁以上的情况。另外，无论任何伤害案件，限于由此对生命造成严重威胁的情况。）的案件，在获得法院许可后旁听少年案件的审判
- 接受来自家庭裁判所关于审判期间的审判状况的说明
- 接受来自家庭裁判所关于少年案件审判结果的通知

详情请向案件主管家庭裁判所咨询。

另外，加害者（少年）的审判结果为“移交少年院”或者“保护观察”时，“移交少年院”的场合可以向少年鉴别所、“保护观察”的场合可以向保护观察所提出来，被害人等

- 就可以收到有关加害者在少年院或保护观察的状况的通知

详情请向家附近的少年鉴别所或都道府县的保护观察所咨询。

---

## ◎咨询处

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ■东京家庭裁判所          | ☎03-3502-8311 |
| ■东京家庭裁判所立川支部      | ☎042-845-0365 |
| ■东京少年鉴别所          | ☎03-3931-1141 |
| ■东京西少年鉴别所         | ☎042-500-5271 |
| ■东京保护观察所犯罪被害人等咨询室 | ☎03-3597-0132 |

# 7 少年による事件の被害者等には、 次のような制度があります。

少年による事件の被害者等は、家庭裁判所に申し出ると、

- 審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除かれます。）を閲覧、コピーすること
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べること
- 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた事件、過失運転致死傷等（加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の事件について、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴すること
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けること
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けること

ができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

また、加害者（少年）の審判結果が「少年院送致」又は「保護観察」であった場合は、被害者等が、「少年院送致」の場合は少年鑑別所、「保護観察」の場合は保護観察所に申し出ると、

- 少年院又は保護観察中の処遇状況などについて通知を受けることができます。

詳しくは、お近くの少年鑑別所又はお住まいの都道府県にある保護観察所にお問い合わせください。



## ◎問合せ先

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ■東京家庭裁判所          | ☎03-3502-8311 |
| ■東京家庭裁判所立川支部      | ☎042-845-0365 |
| ■東京少年鑑別所          | ☎03-3931-1141 |
| ■東京西少年鑑別所         | ☎042-500-5271 |
| ■東京保護観察所犯罪被害者等相談室 | ☎03-3597-0132 |

# 8

## 监狱及少年院等有听取、传达被害人心情等制度。

被关押在少年院或在监狱服刑期间，监狱及少年院等相关设施会倾听被害人倾诉受到侵害之后的心情。若被害人需要，可以将其内容传达给被关押在少年院或在监狱服刑中的加害人。

### 对象

- 被害人
- 被害人的法定代理人（监护人等）
- 若被害人已死亡或得了重病重伤时，则包含配偶者、直系家人（被害人的父母、孩子等）或是兄弟姐妹

### 内容

可适用此制度的加害人为被关押在刑事设施（监狱、少年监狱、看守所）的服刑人员以及被关押在少年院等的在押人员。

- 上述设施的工作人员会倾听被害人倾诉受到侵害之后的心情以及被害人现在所面临的情况，也听取被害人对加害人在监狱或少年院的生活和活动的意见。
- 若被害人希望把上述内容传达给加害人，会把被害人所陈述的心情等内容记录在书面，并且在加害人面前读出其内容。
- 若被害人要知道加害人的反应及所陈述的内容，可以将其告知给被害人。
- 此外，针对加害人进行疏导与监督，以使其直视自己的错误所致的受害真实情况，并促使其怀着悔恨之意、进行自我反省。

### 关于办理申请手续

要利用本制度，除提交申请书以外，还需要提交能确认申请者本人身份等资料。详情请询问以下咨询处。

#### ◎咨询处

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| ■关东矫正管区                | ☎048-600-1500         |
| ■东日本成人矫正医疗中心           | ☎042-542-0328         |
| ■府中监狱                  | ☎042-330-0023         |
| ■东京拘留所                 | ☎03-3602-7003         |
| ■立川拘留所                 | ☎042-540-4441         |
| ■多摩少年院                 | ☎042-627-2532         |
| ■东日本少年矫正医疗·教育中心        | ☎042-542-0024         |
| ■爱光女子学园                | ☎03-3480-2178         |
| ■东京少年鉴别所               | ☎03-3931-1141         |
| ■东京西少年鉴别所（东京西法务少年支援中心） | ☎042-500-5271 分机号7722 |

# 8 刑務所や少年院などには、心情等の聴取・伝達制度があります。

刑務所や少年院などでは、加害者が受刑・在院している間、被害にあわれた方から被害に関する心情等をお聴きし、被害にあわれた方が希望する場合は、これを受刑中・在院中の加害者に伝えることができます。

## 対象

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者など）
- 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

## 内容

対象となる加害者は、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）に収容されている受刑者と少年院に収容されている在院者となります。

- 施設の担当職員が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑中・在院中の加害者の生活や行動に関するご意見をお伺いします。
- 加害者への伝達を希望される場合、お伺いした心情等を記載した書面を加害者の面前で読み上げて伝達します。
- ご希望に応じ、伝達の際に加害者が述べたことをお知らせします。
- 加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。

## 利用について

制度をご利用いただくには、申出書のほか、本人を確認するための書類等の提出が必要になります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/>



### ◎問合せ先

- |                               |                      |
|-------------------------------|----------------------|
| ■ 関東矯正管区                      | ☎048-600-1500        |
| ■ 東日本成人矯正医療センター               | ☎042-542-0328        |
| ■ 府中刑務所                       | ☎042-330-0023        |
| ■ 東京拘置所                       | ☎03-3602-7003        |
| ■ 立川拘置所                       | ☎042-540-4441        |
| ■ 多摩少年院                       | ☎042-627-2532        |
| ■ 東日本少年矯正医療・教育センター            | ☎042-542-0024        |
| ■ 愛光女子学園                      | ☎03-3480-2178        |
| ■ 東京少年鑑別所                     | ☎03-3931-1141        |
| ■ 東京西少年鑑別所<br>(東京西法務少年支援センター) | ☎042-500-5271 内線7722 |

# 9 东京保护观察所有听取、传达被害人心情等制度。

东京保护观察所，为遭遇犯罪的被害人设立了

- 听取、传达被害人心情等制度
- 通知被害人等制度
- 咨询和援助

以上窗口，配置专人予以接待。

## 对象

主要是以被害人及其遗属中的制度利用希望者为对象

## 内容

- 可向保护观察中的加害人传达被害人的心情。
- 通知保护观察的开始・结束・状况等信息。
- 可向专职负责人咨询不安和烦恼。

## 关于利用

- 咨询、支援以外的制度在一定期间内可利用。
- 利用制度时，除提交申请书以外，还需提交能确认本人身份等资料。
- 不同的制度，其对象范围、申请机构、申请手续和必要资料等也不尽相同。

详情请咨询东京保护观察所犯罪被害人等咨询室。

◎咨询处

■东京保护观察所犯罪被害人等咨询室（日语应答）

☎03-3597-0132

# 9 東京保護観察所には、心情等聴取・伝達制度などがあります。

東京保護観察所には、犯罪の被害にあわれた方々のために

○心情等聴取・伝達制度

○被害者等通知制度

○相談・支援

の制度の窓口があり、専任の担当者に対応しております。

## 対象

主として被害者又はそのご遺族で、制度の利用を希望される方

## 内容

○保護観察中の加害者に対し、被害者の方の心情を伝えることができます。

○加害者の保護観察の開始・終了・状況などをお知らせします。

○専任の担当者に不安や悩み事を相談することができます。

## 利用について

○相談・支援以外の制度は利用できる期間が限られています。

○制度をご利用いただくには、申出書のほか、本人を確認するための書類等の提出が必要になります。

○対象となる方の範囲、申出先、申出の手続、必要書類等は制度によって異なります。

詳しくは東京保護観察所犯罪被害者等相談室までお問い合わせください。

法務省ホームページ「更生保護における犯罪被害者等施策」  
[https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_victim.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim.html)



◎問合せ先

■東京保護観察所犯罪被害者等相談室（日本語で対応）

☎03-3597-0132

# 10 警视厅设立有对被害人等的经济援助制度。 (以公费支付医疗费等)

警视厅对遭遇伤害案件的犯罪被害人，为了减轻经济上的负担，在一定的条件下，以公费支付医疗费。（一部分有上限）

## 遭遇伤害案件等的被害人

- 为证明被害事实的「**诊断书费用**」
- 制作诊断书而接受诊治时的「**诊察费**」（有上限）
- 为了回复精神上的被害「**心理咨询费用**」（有上限）

## 遭遇性犯罪案件的被害人

- 「**紧急避孕药费用**」
- 「**性感染症的检查费用**」
- 「**人工堕胎费用**」
- 上述处置时产生的「**诊察费**」（有上限）
- 为了回复精神上的被害「**心理咨询费用**」（有上限）

## 因遭遇犯罪死亡被害人的遗属

- 为了回复精神上的被害「**心理咨询费用**」（有上限）

详情请咨询受理案件的警察署的侦查员（被害人联络员）或警视厅犯罪被害人援助室。

### ◎咨询处

- 受理案件的警察署
- 警视厅犯罪被害人援助室（日语应答）

☎03-3581-4321内线21223

# 10 警視庁には、被害者等に対する経済的支援の制度があります。（医療費等公費支出）

警視庁では、傷害などの被害にあわれた方の経済的負担を軽減するため、一定の条件の下、医療費等を公費で支出しています。（一部上限あり）

## 傷害などの被害にあわれた方

- 被害事実を立証するための「**診断書料**」
- 診断書を作成するために受診した際の「**診察料**」（上限あり）
- 精神的な被害を回復させるための「**カウンセリング費用**」（上限あり）

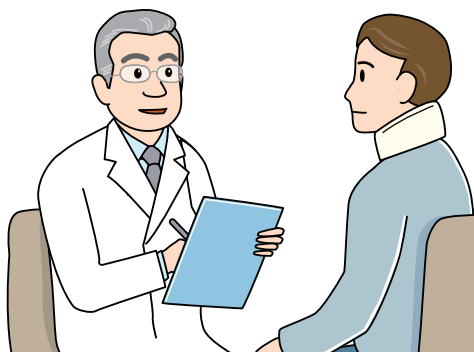
## 性犯罪の被害にあわれた方

- 「**緊急避妊薬費用**」
- 「**性感染症検査費用**」
- 「**人工妊娠中絶費用**」
- 上記処置に伴う「**診察料**」（上限あり）
- 精神的な被害を回復させるための「**カウンセリング費用**」（上限あり）

## ご家族を亡くされた方

- 精神的な被害を回復させるための「**カウンセリング費用**」（上限あり）

詳しくは、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）又は警視庁犯罪被害者支援室にお問い合わせください。



### ◎問合せ先

- 事件を取り扱った警察署
- 警視庁犯罪被害者支援室（日本語で対応）

☎03-3581-4321 内線 21223

# 11 设立有犯罪损害赔偿制度。

在路上乱杀无辜等故意犯罪行为致意外死亡者的家属、负重伤者及残疾者，国家给予补偿金。

## 补偿金的种类和受领资格者

### ○遗属补偿金

因故意犯罪死亡者的①配偶②孩子③父母④孙子、孙女⑤祖父母⑥兄弟姐妹中，按照第一顺位遗属者（顺位为编号顺序）进行支給。

另外，因犯罪导致死亡时，到死亡时的医疗保险范围内的医疗费，支付被害人所负担的金额，但支付期间最长3年。

### ○重伤补偿金

负重伤者（1个月以上的治疗且住院3天以上的负伤，1个月以上的治疗且3天以上无法从事劳务的PTSD等的精神病患者），以3年为上限，将保险诊疗中被害人负担的医疗费支付给被害人本人。

### ○身体障碍补偿金

支付给致残的被害人本人。（残疾等级第1～14级）

※ 遭遇犯罪时，未取得日本国籍且日本国内无住所的被害人及其遗属者，不属于支給对象。

## 支付金额

根据被害人的年龄、工作收入额计算。

但，被害者也有部分责任的犯罪或亲属之间的犯罪，或不支付全部或部分补偿金。

## 申请手续

希望受领补偿金者，请向居住地辖区内的都道府县公安委员会申请。由各都道府县警察本部或警察署受理。

但自知道该犯罪行为发生当日经过2年后、或从该犯罪被害发生当日已过去7年后时，无法申请。

但，若被该犯罪行为加害者无理约束身体自由等，有理由无法该期间内申请，则消灭其理由之后6个月以内可申请。

### ◎咨询处

■警视厅犯罪被害人援助室（日语应答）

■附近的警察署（警务系）

☎03-3581-4321 内线 21222

# 11 犯罪被害給付制度があります。

通り魔殺人等の故意の犯罪行為によって、不慮の死を遂げた方のご家族、重傷病を負った方、障害が残った方に、国が給付金を支給するものです。

## 給付金の種類と受給資格者

### ○遺族給付金

故意の犯罪によって死亡された方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹のうち、第一順位遺族の方（順位は、番号順）に支給されます。

なお、犯罪が原因で不幸にして亡くなられた場合は、死亡に至るまでの保険診療による医療費の被害者負担額が3年間を限度として加えて支給されます。

### ○重傷病給付金

重傷病(1か月以上の加療かつ3日以上入院を要する負傷、1か月以上の加療かつ3日以上労務に服することができないPTSDなどの精神疾患)を負った方に、3年間を限度として、保険診療による医療費の被害者負担相当額が被害者本人に支給されます。

### ○障害給付金

障害の残った被害者本人に支給されます。(障害等級第1～14級)

※当該犯罪行為が行われたときにおいて、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない被害者やご遺族の方は、受給対象から除かれます。

## 支給額

被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。

ただし、被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

## 申請手続

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときではできません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請をすることができます。

### ◎問合せ先

■警視庁犯罪被害者支援室（日本語で対応）

☎03-3581-4321 内線 21222

■お近くの警察署（警務係）

# 12 东京都有为犯罪被害人等的支援制度。

- ※ 执行以下制度时，需要客观地确认是否已提交受害单等被害事实。
- ※ 此外，每项支援制度均有其必要条件。详情请咨询相关咨询窗口。

## 支付抚恤金

对遭遇犯罪的东京都居民及其遗属的东京都居民支付抚恤金。

- 遗属抚恤金 30万日元
- 重伤抚恤金 10万日元

### 《对象》

- 因遭遇杀人和伤害等故意犯罪行为，生命及身体受害的被害人遗属(东京都居民)，以及因其行为受重伤的东京都居民

### 《主要条件》

- 重伤者需要在医疗机构治疗1个月以上且住院3天以上
- 在发生犯罪当日的1年之内提出申请

请咨询东京都综合咨询窗口（公益社团法人 被害人支援都民中心）

**时 间** 周一・周四・周五 9:30~17:30 周二・周三 9:30~19:00 ※节假日、年末年初除外

**电 话** 03-3222-9050  
042-506-1042（多摩分所）

## 搬迁补助金

因遭遇犯罪导致继续居住先前住址有困难的东京都居民，可申请搬迁补助金。

- 30万日元以下的搬迁实价

### 《对象》

- 因遭遇杀人、伤害和性犯罪等故意犯罪行为，生命及身体受害的东京都居民，以及同居的遗属

### 《主要条件》

- 因在住宅或其附近遭遇犯罪导致继续居住有困难

但关于性犯罪除外，就算被害人不在其住所其附近受害，其受害地点在东京都内就符合接受补助的条件。

※性犯罪包含，不同意猥亵罪、不同意性交等罪、监护者猥亵罪及监护者性交等罪（被认可为相当于符合上述犯罪行为的场合）等。

- 在发生犯罪当日的1年之内提出申请

请咨询东京都综合咨询窗口（公益社团法人 被害人支援都民中心）

**时 间** 周一・周四・周五 9:30~17:30 周二・周三 9:30~19:00 ※节假日、年末年初除外

**电 话** 03-3222-9050  
042-506-1042（多摩分所）

# 12 東京都には、被害者等のための支援制度があります。

- ※ 下記の支援制度のご利用に当たっては、被害届が提出されているなど、被害を受けた事実が客観的に確認できることが必要となります。
- ※ その他、支援制度ごとに必要な要件があります。詳しくは各相談窓口で相談ください。

## 見舞金の支給

犯罪被害にあわれた都民の方やご遺族である都民の方に見舞金を支給します。

- 遺族見舞金 30万円
- 重傷病見舞金 10万円

### 《対象となる方》

- ・殺人、傷害など故意の犯罪行為により生命や身体への被害を受けた方の遺族(都民)、及び同被害により重傷病となった都民

### 《主な要件》

- ・重傷病の場合は、医療機関における治療に1か月以上かつ入院3日以上を要したこと
- ・犯罪発生の日から1年以内に申し出があること

東京都総合相談窓口（公益社団法人 被害者支援都民センター）へご相談ください

受付時間 月・木・金 9:30～17:30 火・水 9:30～19:00 ※祝日、年末年始を除く

電話 03-3222-9050  
042-506-1042（多摩支所）

## 転居費用の助成

都民の方が、犯罪被害により今までの住居に住むことが困難となった場合に、転居等の費用を助成します。

○転居等の実費のうち最大30万円まで

### 《対象となる方》

- ・殺人、傷害、性犯罪など故意の犯罪行為により生命や身体への被害を受けた都民、及び同居していた遺族

### 《主な要件》

- ・自宅や自宅付近で被害にあわれ、自宅に住み続けることが困難になったこと  
ただし、性犯罪被害については原則、住居又はその付近でなくても東京都内で被害を受けた場合は対象となります。  
※性犯罪とは、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（これらに準じると認められる場合を含む）等とします。
- ・犯罪発生の日から1年以内に申し出があること

東京都総合相談窓口（公益社団法人 被害者支援都民センター）へご相談ください

受付時間 月・木・金 9:30～17:30 火・水 9:30～19:00 ※祝日、年末年始を除く

電話 03-3222-9050  
042-506-1042（多摩支所）

## 免费法律咨询

对于犯罪被害引起的法律问题，律师为您提供免费咨询。

### ○会面咨询：1小时30分内免费

#### 《对象》

- 遭遇犯罪的东京都居民及其家属・遗属
- 在东京都内遭遇犯罪的，在东京都内上班・上学者及其家属・遗属

#### 请咨询律师会 犯罪被害人支援中心

**时 间** 周一～周五 11:00～16:00 ※节假日、年末年初除外

**电 话** 03-3581-6666

由东京律师会、第一东京律师会、第二东京律师会共同设置。律师直接在电话上应答，在上述服务时间内先通过电话进行咨询（30分左右）。之后，按照需要可以进行会面咨询（都是免费）。

※关于制度内容的问题，请咨询东京都总务局人权部人权施策推进课。

**时 间** 周一～周五 9:00～17:00 ※节假日、年末年初除外

**电 话** 03-5388-2589（日语应答）

## 被害人参加制度有律师费用补助

遭遇故意犯罪行为被害人及其遗属执行“被害人参加制度”，参加庭审，进行发问时，援助部分律师聘用费。

※ 该支援制度针对以令和3年4月1日以后发生的犯罪被害。

### ○10万日元以下的律师聘用费

#### 《对象》

- 在东京都内遭遇犯罪的东京都居民及其亲属，并已得到被害人参加制度许可的人（需不符合国家制度，而符合东京都的资质条件。）

#### 请咨询律师 或 免费法律咨询

※关于制度内容的问题，请咨询东京都总务局人权部人权施策推进课。

**时 间** 周一～周五 9:00～17:00 ※节假日、年末年初除外

**电 话** 03-5388-2589（日语应答）

### ○咨询处

东京都总务局人权部人权施策推进课（日语应答）

☎03-5388-2589

## 無料法律相談

犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士が直接電話に対応し、その後、必要に応じて面接による相談ができます。

### ○面接相談：最大1時間30分まで無料

《対象となる方》

- ・犯罪被害を受けた都民及びその家族・遺族
- ・都内で発生した犯罪による被害を受けた都内在勤・在学の方及びその家族・遺族

### 弁護士会 犯罪被害者支援センターへご相談ください

**受付時間** 月～金 11:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く

**電話** 03-3581-6666

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が共同設置しています。弁護士が直接電話に応じ、上記受付時間の中でまずは電話相談（30分以内）を行います。その後、必要に応じて面接相談を受けることができます。いずれも無料です。

### ※制度内容については、東京都総務局人権部人権施策推進課へお問い合わせください

**受付時間** 月～金 9:00～17:00 ※祝日、年末年始を除く

**電話** 03-5388-2589（日本語で対応）

## 被害者参加制度における弁護士費用の助成

故意の犯罪行為による被害にあわれた被害者の方やご遺族の方などが、その犯罪被害に関する刑事裁判に出席したり、被告人質問などを行う「被害者参加制度」の利用に関して、弁護士に委託した場合の着手金の一部を助成します。

※ 令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害を対象としています。

### ○弁護士費用（着手金）のうち最大10万円まで

《対象となる方》

- ・都内で発生した犯罪被害を受けた都民及びその親族であり、被害者参加制度の許可を受けていること（ただし、被害者参加人のための国選弁護制度に該当せず、都の資力要件に該当している必要があります。）

### 弁護士 または 無料法律相談 までご相談ください

### ※制度内容については、東京都総務局人権部人権施策推進課へお問い合わせください

**受付時間** 月～金 9:00～17:00 ※祝日、年末年始を除く

**電話** 03-5388-2589（日本語で対応）

◎問合せ先

■東京都総務局人権部人権施策推進課（日本語で対応）

☎03-5388-2589

---

# 13 设立有请求民事损害赔偿制度。

---

因犯罪是侵害他人的权利，而且给他人造成损害的行为，符合民法上的不法行为（民法第 709 条以下），被害人或遇害死亡者的家属，可以向加害人请求财产损害及精神损害赔偿。

因不法行为所致的损害赔偿请求制度，是依据民事诉讼法等履行民事诉讼程序，与刑事程序不同，请与律师协会等进行商讨。

---

## ◎咨询处

- |                              |          |               |
|------------------------------|----------|---------------|
| ■东京律师协会                      | } (日语应答) | ☎03-3581-6666 |
| ■第一东京律师协会                    |          |               |
| ■第二东京律师协会                    |          |               |
| ■日本司法援助中心 (Houterasu) (日语应答) |          |               |
| • 犯罪被害人援助电话                  |          | ☎0120-079714  |
| • Houterasu 东京               |          | ☎0570-078301  |
|                              | (翻译服务)   | ☎0570-078377  |

# 13 民事上の損害賠償請求制度があります。

犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為（民法第709条以下）に該当し、被害にあわれた方やご家族を犯罪被害で亡くされた方は、加害者などに対して財産的損害及び精神的損害の賠償請求を行うことができます。

不法行為による損害賠償請求制度は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるものであり、刑事手続とは異なりますので、弁護士会などにご相談ください。



## ◎問合せ先

- |                           |            |               |
|---------------------------|------------|---------------|
| ■東京弁護士会                   | } (日本語で対応) | ☎03-3581-6666 |
| ■第一東京弁護士会                 |            |               |
| ■第二東京弁護士会                 |            |               |
| ■日本司法支援センター（法テラス）（日本語で対応） |            |               |
| ・犯罪被害者支援ダイヤル              |            | ☎0120-079714  |
| ・法テラス東京                   |            | ☎0570-078301  |
|                           | (通訳サービス)   | ☎0570-078377  |

# 14 税法上有优待措施。

遭遇犯罪的被害人有时会被认定「申报·缴纳期限的延长」,「所得扣除」,「纳税缓和措置」等。详情请向下记咨询处咨询。

## 申报缴纳期限的延长

因犯罪被害无法在指定的期限内申报缴纳税款等的被害人,可以向主管税务署长申请,得到其承认以后,其理由结束的2个月之范围内延长期限。

## 所得扣除

因遭受犯罪在身体和心理上受到伤害的被害人,在所得税的计算上,有时会被认定以下所得扣除。

### ○医疗费扣除

为纳税人本人和抚养的配偶者及其他亲属支付的医疗费,被扣减其医疗费为基础算出的金额。

### ○残疾人扣减

为纳税人本人和抚养的配偶者及其他亲属相当于残疾人时被扣除27万日元。(特别残疾人40万日元、同居特别残疾人75万日元)

### ○寡妇·单亲扣除

纳税人本人相当于寡妇或单亲时,会被扣除的金额是寡妇27万日元、单亲35万日元。

## 纳税缓和措置

因遭遇犯罪受到身体和心理的被害人,对主管税务署长申请,有时会认定以下纳税缓和措施的适用。

### ○纳税的缓期

纳税者本人和本人抚养的亲属因生病、受伤而被认定无法缴纳国税时,会被缓期最长1年的期间,在上述期间内发生的滞纳金会被免除全额或一部分。

### ○折价的缓期

如果被认定为有可能因缴纳国税而无法继续事业或维持生活时,在这个情况下有诚实的纳税意识时,会被缓期最长1年的折价,在上述期间内发生的滞纳金的一部分会被免除。

## 其他

有时不需要纳税证明书的手续费。

◎咨询处

■东京国税局税务咨询中心 (英语应答)  
(节假日除外、周一~周五 9:00 ~ 17:00)

☎03-3821-9070

# 14 税法上の軽減措置があります。

犯罪被害にあわれた方は、「申告・納付期限の延長」、「所得控除」、「納税緩和措置」等が認められる場合があります。詳しくは、下記問合せ先にお問い合わせください。

## 申告納付期限の延長

犯罪被害により申告・納付等をその期限までにできない方は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

## 所得控除

犯罪被害により心身への傷害を受けた方は、所得税の計算において、以下のような所得控除が認められる場合があります。

### ○医療費控除

納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、その医療費の額を基に計算される金額が控除されます。

### ○障害者控除

納税者ご本人や同一生計配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合に27万円（特別障害者は40万円、同居特別障害者は75万円）が控除されます。

### ○寡婦・ひとり親控除

納税者ご本人が寡婦やひとり親に該当する場合は、寡婦の方は27万円、ひとり親の場合は35万円が控除されます。

## 納税緩和措置

犯罪被害により心身への傷害を受けた方は、所轄税務署長に申請することにより、以下のような納税緩和措置の適用を受けることができる場合があります。

### ○納税の猶予

納税者ご本人や生計を一にする親族が病気や負傷により納付すべき国税を一時に納付することができないと認められるとき等は、最大1年間納税が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の全部又は一部が免除されます。

### ○換価の猶予

国税を一時に納付することにより事業の継続又はその生活の維持が困難になるおそれがあると認められる場合において、納税について誠実な意思を有すると認められるときには、最大1年間滞納処分による財産の換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の一部が免除されます。

## その他

納税証明書の手数料が不要となる場合があります。

### ◎問合せ先

■東京国税局電話相談センター（英語で対応）  
（祝日及び年末年始を除く、月～金 9:00～17:00）

☎03-3821-9070

---

# 15 根据情况适用社会保险制度。

---

加入健康保险、厚生年金保险的外国人，对自己所加入保险机构申请，可获得与日本人相同的保险。

另外，不幸死亡时，向丧葬方支付一次性补偿金。

但非法居留等无权加入健康保险的外国人，不适用该制度。详细请咨询你所加入健康保险机构。

另外，想了解相关可接受外语就诊的医疗机构及日本医疗制度时，请咨询东京都保健医疗信息中心。

---

## ◎咨询处

■国民健康保险，管辖你住址的市、区、町、村政府，或国民健康保险组合

■上班公司

■全国健康保险协会各都道府县支部

■东京都保健医疗信息中心

☎03-5285-8181

(英语、中文、韩国语、泰国语、西班牙语应答) (9:00 ~ 20:00)

---

# 15 社会保険制度が適用されることがあります。

---

健康保険に加入している外国人の方で、犯罪被害により怪我をした場合には、日本人と同様に加入している健康保険に届け出ることによって保険の適用が受けられます。

また、不幸にして亡くなられた場合は、埋葬した方に一時金が支払われます。

ただし、不法滞在等健康保険の被保険者資格がない外国人の場合は、この制度の適用を受けられません。詳しくは、加入している健康保険にお問い合わせください。

なお、外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度についてお知りになりたい場合は、東京都保健医療情報センターにご相談ください。



---

## ◎問合せ先

### ■国民健康保険の場合

お住まいの市区町村役場又は国民健康保険組合

### ■お勤め先の会社

### ■全国健康保険協会各都道府県支部

### ■東京都保健医療情報センター

☎03-5285-8181

(英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語で対応) (9:00 ~ 20:00)

# 16 设立有入住都营住宅的优先抽选制度。

对因遭遇犯罪等导致以前的住所居住困难者，符合下列条件的，在申请入住都营住宅时可享受优惠政策（优先抽选等）。

## 犯罪被害人家庭（中选概率是“一般家庭”的5倍。）

申请者本人或同居亲属中的1人因杀人、过失致死、业务上过失致死等犯罪，导致以前的住所难以居住等人员，通过警察证明等可以确认遭遇被害、并遭遇犯罪后未超5年者

## 家庭暴力被害人家庭（中选概率是“一般家庭”的5倍。）

申请者本人或同居亲属中的1人，遭受了来自配偶者等的暴力的被害人中符合①或②者

- ① 受配偶暴力咨询援助中心的临时性保护或接受女性自立支援设施的保护未超5年者
  - ② 法院对配偶者等发出的禁止接近命令或离开命令未超5年者
- ※「配偶者等」，包含，与实际婚姻同等的，共同生活的对象  
※ 对于未婚同居的家庭暴力被害人，可以应征面向单身者的招募（不能享受优先抽选。）

### 招募时间

- 面向家庭和单身者 年2次（5月・11月）
- 面向单身者 年2次（2月・8月）

### 申请资格

- 住在东京都内（若应募于单身人员用宿舍，必须在东京都境内居住时间超过3年）
- 家庭收入在要求的收入标准之内（2人家庭时，0日元～2,276,000日元）
- 非暴力团成员

### 优先抽选

是面向家庭招募的抽选方式，对于具有一定优惠资格的家庭，具有比一般家庭中选概率高的制度。

◎咨询处

■东京都住宅供给公社都营住宅募集中心  
（日语应答）

☎03-3498-8894

# 16 都営住宅の入居における優遇抽せん制度があります。

犯罪などによって従前の住居に住むことが困難となった方に対しては、下記の条件に該当すれば、都営住宅への申込みの際に優遇措置(優遇抽せん等)を受けることができます。

## 犯罪被害者世帯 (当せん確率が「一般世帯」の5倍になります。)

申込者本人若しくは同居親族のうち1人が、殺人、過失致死、業務上過失致死等の犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった方で、被害にあったことが警察の証明等で確認でき、犯罪被害にあってから5年以内の方

## DV被害者世帯 (当せん確率が「一般世帯」の5倍になります。)

申込者本人又は同居親族のうち1人が、配偶者等から暴力を受けた被害者で  
①又は②に当てはまる方

- ① 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護又は女性自立支援施設において保護を受けてから5年以内の方
  - ② 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の方
- ※「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。  
※ 単身のDV被害者の方につきましては、単身者向けの募集に応募することができます(優遇抽せんはありません。)

## 募集時期

- 家族向・単身者向 年2回(5月・11月)
- 単身者向 年2回(2月・8月)

## 申込資格

- 東京都内に住んでいること(単身者向に応募する場合は、東京都内に継続して3年以上居住していること)
- 世帯の所得が所得基準内であること(2人家族の場合、0円～2,276,000円)
- 暴力団員でないこと

## 優遇抽せん

家族向けの募集における抽せん方式で、一定の優遇資格のある世帯について、一般世帯よりも当せん確率が高くなる制度です。

◎問合せ先

■東京都住宅供給公社都営住宅募集センター  
(日本語で対応)

☎03-3498-8894

---

# 17 可就暴力团等相关的所有事项进行咨询。

---

公益财团法人“暴力团驱逐运动推进都民中心”，对于暴力团等相关困扰事项，除了经验丰富的驱逐暴力咨询委员提供咨询之外，该中心嘱托业务的专办暴力团介入民事纠纷案的律师也为你提供咨询。

该咨询业务均免费，并严格保密。

还提供下列支援服务。

- 因暴力团犯罪受到损失的人，提起将该加害暴力团为被告人的要求赔偿的民事诉讼时，按情况提供民事诉讼手续有关费用的贷款。
- 为暴力团人员等无理行为所害的人支付抚恤金。（但必须满足支付条件）
- 支付推动暴力团驱逐运动的人受害时候的抚恤金。（但必须满足支付条件）

---

## ◎咨询处

■公益财团法人暴力团驱逐运动推进都民中心（日语应答）

☎0120-893-240

（节假日除外，周一～周五 9:00～17:00）

☎03-3291-8930

■警视厅暴力案件热线（日语应答）

☎03-3580-2222

（24小时受理）

# 17 暴力団などに関するあらゆる相談ができます。

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターでは、暴力団などに関する困り事などに関して、豊富な経験を有する暴力追放相談委員が相談に応じるほか、センターで委嘱している民事介入暴力専門の弁護士による相談にも応じています。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

また、支援事業として、

- 暴力団などから犯罪の被害を受けた方が、加害者である暴力団などを相手方として損害賠償請求の民事訴訟を起こす際、そのケースに応じて、民事訴訟手続などに関する費用の貸付け
- 暴力団員等による不当な行為の被害者に対する見舞金等の支給（ただし支給要件あり）
- 暴力団追放運動等の推進者等が被害に遭った場合の見舞金等の支給（ただし支給要件あり）

などを行っています。

ホームページ <https://boutsui-tokyo.com>



## ◎問合せ先

- 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（日本語で対応） ☎0120-893-240  
（祝日を除く、月～金 9:00～17:00） ☎03-3291-8930
- 警視庁暴力ホットライン（日本語で対応） ☎03-3580-2222  
（24時間受付）

# 18 设有支援机关为被害者提供各种支援服务。

～公益社团法人被害人援助都民中心～

## 活动目的

公益社团法人被害人援助都民中心开展针对犯罪等的被害人及其家属的精神上的援助及其他各种援助活动，在恢复及减轻被害损失的同时，以提高全社会援助被害人的意识为目的。

## 业务内容

免费开展多样化的对被害人的援助活动。  
并且，中心职员有法律上的保密义务。

### ○电话咨询

☎ 03-3222-9050 多摩分所 042-506-1042  
(周一、周四、周五 9:30 ~ 17:30 周二、周三 9:30 ~ 19:00)  
※除假节日及年底年初 ※日语应答  
FAX 03-3222-9053 (24 小时受理)

### ○会面咨询

按照需要提供犯罪被害咨询员的定期咨询及公认心理师的辅导。  
在都民中心(千代田区)及多摩分所(立川市)进行会面咨询。请事先打电话询问(03-3222-9050 或者042-506-1042)。

### ○利用网页咨询

<https://www.shien.or.jp> (咨询网页 24 小时受理)

### ○对被害人的直接支援

需要时，我方派人访问你家，或陪同你到医院、警察署、检察院、法院等。

官方网站 <https://www.shien.or.jp>



### ◎咨询处

■公益社团法人被害人支援都民中心事務局(日语应答)

☎ 03-3222-9052

FAX 03-3222-9053

# 18 被害者の様々なサポートをする支援機関があります。

## ～ 公益社団法人 被害者支援都民センター ～

### 活動目的

公益社団法人被害者支援都民センターは、犯罪等の被害者やご家族に、精神的支援やその他各種支援活動を行い、被害の回復及び軽減に当たるとともに、社会全体の被害者支援意識を高めることを目的とする公益法人です。

### 業務内容

多様な被害者支援の活動を無料で行っていきます。

なお、センターの職員には、法律により守秘義務が課せられています。

#### ○電話相談

☎ 03-3222-9050 (月・木・金 9:30～17:30、火・水 9:30～19:00)  
多摩支所 042-506-1042 ※祝日、年末年始を除く※日本語で対応  
FAX 03-3222-9053 (24時間受付)

#### ○面接相談

犯罪被害相談員による継続的な相談及び公認心理師によるカウンセリングを必要に応じて行っていきます。

都民センター(千代田区)及び多摩支所(立川市)で面接相談を行っておりますので、まずは電話(03-3222-9050又は042-506-1042)でお問い合わせ下さい。

#### ○ホームページによる相談

<https://www.shien.or.jp> (相談コーナーで24時間受付)

#### ○被害者への直接的支援

自宅訪問、病院・警察署・検察庁・裁判所等への付添いを必要に応じて行っていきます。

ホームページ <https://www.shien.or.jp>



#### ◎問合せ先

■公益社団法人被害者支援都民センター事務局(日本語で対応)

☎03-3222-9052

FAX03-3222-9053

# 19 东京都政府外国人咨询中心

东京都政府为将东京建设成为适于外国朋友生活的城市，开设了外国人咨询中心。

其目的是向各位外国朋友解答日常生活中所遇到的以及想了解的问题。欢迎各位咨询。

例如：

- 日常生活上的问题以及紧急情况时的询问处
- 日本风俗习惯、文化及社会制度
- 遇到交通事故时的各种问题
- 家庭生活及孩子等问题

一般的内容用电话咨询，但是，如必要面谈时请事先用电话通知本中心。

提供免费咨询、严守保密

时间 9:30~12:00 / 13:00~17:00

语言	咨询日(节假日、年末年初以外)	电话
英语	周一~周五	03-5320-7744
中文	周二、周五	03-5320-7766
韩语	周三	03-5320-7700

◎咨问部门

■东京都生活文化局都民生活部地区活动推进课外国人咨询中心

# 19 東京都外国人相談

東京都では、この東京を外国人の方々にも住みやすい街にしたいと考えています。

そこで、皆さんが日常の暮らしの中で、困ったこと、知りたいことが起こったときにアドバイスする「外国人相談」を開設しています。

お気軽にご利用ください。

例えば

- 日常生活にかかわる問題や、緊急時の問い合わせ先
- 日本の習慣・文化・社会制度に関すること
- 交通事故に関する問題
- 家族や子供に関する問題など

相談は電話でお受けしていますが、ご来訪の場合は、事前にご連絡ください。

相談はすべて無料です。

相談の秘密は守ります。

相談時間 9:30~12:00 / 13:00~17:00

相談言語	相談日 (祝日、年末年始を除く)	電 話
英 語	月曜日~金曜日	03-5320-7744
中 国 語	火曜日・金曜日	03-5320-7766
韓 国 語	水曜日	03-5320-7700

◎問合せ先

■東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課外国人相談



### 初期支援要員

警視庁	警察署(隊)	課	係
階級	氏名		
☎		内線	

---

### 被害者連絡員

警視庁	警察署(隊)	課	係
階級	氏名		
☎		内線	

もう一度 あなたの笑顔を見たいから  
～相談してみませんか～

被害にあわれた方へ (中国語版)

(身体犯被害者・家族用)

令和 8 年 3 月 第15版

編集・発行 / 警視庁犯罪被害者支援室



街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

扫二维码查看电子版



令和8年3月発行 第15版

リサイクル適性<sup>Ⓐ</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。